

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年8月30日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業 (なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第306号に隣接する漁業権が設定されていない海域	8月1日から3月31日まで	—	—	大船渡市に住所を有する者	62

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月9日から令和4年10月10日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から、令和5年3月31日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 網漁具（たも網を除く）を使用して採捕してはならない。
 - イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。